

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年8月12日 06時55分ごろ
発生場所	岡山県岡山市小串 ^{こぐし} 東方沖 米崎灯台から真方位001° 1.2海里付近 (概位 北緯34° 35.8′ 東経134° 02.8′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船 ^{とうこう} 東晃丸は、右転して航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年8月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船 東晃丸、199トン 132563、東阿海運株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約164cm（ ^{きんぽん} 三幡）
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が操船指揮に当たり、北北西進中、企業の施設棧橋に着棧する水路（以下「本件水路」という。）に入航しようと、右転しながら航行を続けたところ、本件水路の北側の浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約1.9m、船尾約3.4mであった。 船長は、本事故当時、過去に本件水路に入航する時に目標としていた本件水路の南側の物標か北側の物標か迷ったものの、南側の物標と思い、同物標を右舷側に見ながら右転した。 本件水路の入口には、本事故当時、本件水路を示す2本の物標のうち、本件航路の南側の物標はなく、北側の物標1本だけが立っていた。
分析	本船は、本件水路に入航する際、船長が、本件水路の北側の物標を南側の物標と思い、本件水路の北側の物標を右舷側に見ながら右転して航行を続けたことから、本件水路の北側の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件水路に入航する際、船長が、本件水路の北側の物標を南側の物標と思い、本件水路の北側の物標を右舷側に見ながら右転して航行を続けたため、本件水路の北側の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	A社は、本事故後、以下の事項について安全教育を行った。

- ・水路の物標に変化を感じた時点で異なる状況を船舶代理店に確認すること。
- ・船員の申し送り帳に物標の変化等があれば書き込み、確実に申し送ること。

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・船長は、自船の位置に不安を感じたならば、すみやかに入港をやり直すこと。
- ・操船者は、港内などの狭い海域を航行する場合、目視のみならず、航海計器による船位の確認を合わせて行うこと。